

**改正**

平成23年3月25日条例第10号  
 平成23年3月25日条例第11号  
 平成25年12月27日条例第47号  
 平成26年6月30日条例第26号  
 平成28年7月6日条例第28号  
 令和元年7月5日条例第5号  
 令和元年12月18日条例第34号

浜田市東公園運動施設条例

浜田市東公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第102号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

**第1条** スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市東公園運動施設（以下「運動施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第2条** 運動施設の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田市陸上競技場	浜田市黒川町3739番地
浜田市野球場	浜田市黒川町3738番地1
浜田市庭球場	浜田市黒川町3735番地1
浜田市室内プール	浜田市黒川町3735番地1

（管理）

**第3条** 運動施設の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、運動施設の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第1条に規定する目的を達成するための事業に係る講座等（以下「自主事業」という。）の実施に関する業務
- （2）運動施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- （3）運動施設の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、運動施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

**第5条** 削除

（開場時間）

**第6条** 運動施設の開場時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

（休場日）

**第7条** 運動施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要が

あると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場

ア 火曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 浜田市室内プール

ア 日曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用許可)

**第8条** 指定管理者は、自主事業の実施を妨げない範囲において施設等の利用を許可することができる。

2 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

**第9条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽り或其他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、運動施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

**第10条** 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

**第11条** 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

**第12条** 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が

後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

**第13条** 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

**第14条** 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第15条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

**第16条** 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

**第17条** 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第18条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市東公園運動施設条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市東公園運動施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成23年3月25日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月25日条例第11号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月27日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、

浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市今福スポーツ広場施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第1（年間パスポートに係る部分を除く。）及び別表第2の規定、浜田市石中央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年6月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の浜田市東公園運動施設条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に、一般社団法人浜田市水泳連盟が発行した利用回数券は、新条例の規定により発行された利用回数券とみなす。

（浜田市都市公園条例の一部改正）

- 4 浜田市都市公園条例（平成17年浜田市条例第222号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

**附 則**（平成28年7月6日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月5日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市有料駐車場条例別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市立図書館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、ラ・ペアーレ浜田条例別表の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市弥栄運動広場施設条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2（利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。）及び別表第3の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第2の規定、浜田市石中央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について

適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年12月18日条例第34号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**別表第1**（第12条関係）

運動施設利用料金の上限額

1 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場

（単位 円）

区分			利用料金の上限額 （1時間につき）
陸上競技場	占用利用	中学生以下	360
		一般	880
野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360
		一般	880
	入場料を徴収する場合		2,400
	夜間照明施設		9,950
	電光掲示板施設	全画面	440
半画面		330	
庭球場	占用利用（1面につき）		510
	個人利用	中学生以下	50
		一般	150
	夜間照明灯（1面につき）		930

備考

- 1 利用は、1時間を単位とし、1時間未満は1時間とみなして算定する。
- 2 市民（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金の上限額（夜間照明施設及び夜間照明灯に係るものを除く。）は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額とする。
- 3 陸上競技場の個人利用は、無料とする。

2 浜田市室内プール

（単位 円）

区分	利用料金の上限額	
	利用券	利用回数券
中学生以下	440	4,400
一般	880	8,800

備考

- 1 利用券による利用は、1枚当たり2時間までとする。
- 2 利用回数券は、利用券11枚綴りとする。

**別表第2**（第12条関係）

運動施設（浜田市室内プールを除く。）附属設備及び附属器具利用料金の上限額

（単位 円）

名称	単位	利用料金の上限額
----	----	----------

放送設備	1日	1,250
会議室	2時間	250
シャワー	1人	50
ストーブ	2時間	150
テント	1日(1張)	570
陸上競技用器具	1日(1式)	2,400

備考 1日又は2時間に満たない端数を生じたときは、それぞれ1日又は2時間とする。

改正

平成23年6月30日教育委員会規則第2号

平成26年6月30日教育委員会規則第3号

平成30年11月30日教育委員会規則第8号

令和元年12月18日教育委員会規則第5号

浜田市東公園運動施設条例施行規則

浜田市東公園運動施設条例施行規則（平成17年教育委員会規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、浜田市東公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第270号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

**第2条** 条例第8条第2項又は条例第10条の規定により浜田市東公園運動施設（以下「運動施設」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市東公園運動施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の属する月の1月前の月の1日から受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（利用許可）

**第3条** 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可をしたときは、浜田市東公園運動施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

**第4条** 施設等を個人で利用しようとする者は（以下「個人利用者」という。）は、前2条の規定にかかわらず、浜田市庭球場にあっては利用料金を納付することにより、浜田市室内プールにあっては利用券又は利用回数券を購入し、利用の際に指定管理者に提出することにより、利用の許可を受けたものとみなす。

（利用許可の変更）

**第5条** 第3条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の取消し）

**第6条** 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

（利用料金の減免）

**第7条** 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市東公園運動施設利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただ

し、個人利用者については、この限りでない。

(利用料金の還付)

**第8条** 条例第15条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納料金」という。）を還付することができる理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、施設等を利用できなくなったとき  
当該既納料金の全額

(2) 利用者が、利用開始日前までに利用料金を納付した後、指定管理者に変更利用の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納料金に過納金が生じたとき  
当該過納金の額

(遵守事項)

**第9条** 利用者又は入場者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。

(3) 備付けの設備、器具等の取扱いを適切に行うこと。

(4) 火災、盗難等の発生の予防に留意すること。

2 利用者は、指定管理者が必要と認めるときは、指定管理者の指示により運動施設の秩序を保つため必要な整理員を配置しなければならない。

(販売行為等)

**第10条** 利用者は、指定管理者の承認を得ないで、運動施設内において、プログラム以外の物品を販売し、又は金品の寄附募集を行い、若しくは行わせてはならない。

(入場等の制限)

**第11条** 指定管理者又は利用者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、運動施設への入場を拒否し、又は退場させなければならない。

(1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物を携行する者

(3) その他施設等の管理に支障があると認められる者

(係員の立入り)

**第12条** 運動施設の係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(利用に係る事故の責任)

**第13条** 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、浜田市教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年6月30日教委規則第2号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

**附 則**（平成26年6月30日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年11月30日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年12月18日教委規則第5号）



この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	減額又は免除の額
(1) 市が主催する事業のために利用するとき。	利用料金の全額
(2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（高等学校及び大学を除く。）の幼児、児童若しくは生徒又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設の活動として施設等（浜田市室内プールの施設等を除く。）を利用するとき。	
(3) 次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている者が、当該手帳を係員に提示し、確認を受けて、施設等を利用するとき。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳 イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳 ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の被爆者健康手帳 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳 オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳	
(4) 前号の規定により利用料金の免除を受けた者を介護する者が、利用するとき（原則として、当該介護を受ける者と同じ人数を限度とする。）。	
(5) 第3号に掲げる手帳の交付を受けている者又はその家族等で構成する団体が、施設等を利用するとき。	
(6) 市が共催する事業のために利用するとき。	利用料金の2分の1の額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
(7) 高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するために利用するとき。	
(8) 国民体育大会の県大会又はブロック大会を開催するために利用するとき。	
(9) その他浜田市教育委員会が特別の理由があると認めるとき。	その都度浜田市教育委員会が定める額

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)